

町田市理容師法施行条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市理容師法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）及び理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「政令」という。）の規定に基づき、理容の業を行う場合に講ずべき衛生上の措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第2条 法第9条第3号の衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 顔面作業の際は、マスクを使用すること。
- (3) 身体は、常に清潔に保つこと。
- (4) 首巻き又は枕当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとにこれを廃棄すること。
- (5) 客用の被布は、清潔な布片を使用すること。
- (6) 消毒済みの器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
- (7) てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。
- (8) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- (9) 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。

### (理容所について講ずべき措置)

第3条 法第12条第4号の衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理容の業務を行う一作業室の床面積は、13平方メートル以上であること。
- (2) 一作業室に置くことができる理容椅子の数は、一作業室の床面積が13平方メートルの場合は3台までとすること。
- (3) 一作業室に3台を超えて理容椅子を置く場合は、一作業室の床面積は、13平方メートルに理容椅子1台を増すごとに4.9平方メートルを加えた面積以上と

すること。

(4) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。

(5) 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。

(6) 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。

(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合

(2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合

(社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例)

第5条 身体障がい、疾病その他の理由により、第3条各号に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者（以下「利用困難者」という。）に対して、町田市規則で定める社会福祉施設等において専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号から第3号までに規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

